

- ③ 書 記 長 1 名
- ④ 執 行 委 員 若干名
- ⑤ 会 計 1 名
- ⑥ 会 計 監 査 2 名

役員は大会で組合員の直接無記名投票により選出する。

第29条 役員の仕事は次の通りとする。

- ① 執行委員長は組合を代表し、組合を統括する。
- ② 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故有るときはこれを代行する。
- ③ 書記長は日常業務を企画立案し、専門部活動の連絡調整を行う。
- ④ 会計は金銭及び財産を管理し、財務をつかさどる。
- ⑤ 執行委員は組合の諸事業を遂行する。
- ⑥ 会計監査は組合財産を監査し、大会及び全組合員に報告しなければならない。

第30条 役員の仕事は定期大会から翌々年の定期大会までの二年間とし再選を妨げない。役員に欠員が出たときは、次期大会で補充する。但し、役員定数の3分の1以上が欠員となった場合は、臨時大会に於いて、組合員の直接無記名投票により補充選出を行う。欠員補充によって就任した者の任期はその残り期間とする。

第31条 本組合に顧問を置くことが出来る。顧問は大会の議を経て委嘱し、組合の諮問に応じる。

第5章 会 計

第32条 本組合の経費は、組合費・寄付金・事業収入によってまか

なう。寄付金の納入については、執行委員会で決め、承認を必要とする組合費については、大会で決定する。

第33条 大会の決議により、臨時に組合費その他の臨時徴収をする事が出来る。既納の組合費、臨時徴収金は返却しない。

第34条 本組合の財務管理は、執行委員の連帯責任とする。

第35条 本組合の会計年度は9月1日から8月31日迄とし、毎年全ての財産・使途・主要寄付者氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告を作成し、会計監査を受け、別に大会で委嘱した職業的に資格のある監査人の正確である事の証明書を付して毎年一回以上組合員に公表しなければならない。

第6章 附 則

第36条 本組合の業務遂行に必要な諸規定は執行委員会で決定し、大会の議を経て実施する。

第37条 本規定は、大会に出席した組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の賛成がなければ改廃出来ない。

第38条 本規約は、1995年7月17日より実施する。

1995年11月27日改正。

1997年 7月28日改正。

1997年11月 4日改正。

2000年10月21日改正。

2004年 8月 3日改正。

2007年10月 8日改正。